株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年八月二十三日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年七月二十二日

岡山県備前市日生町日生二七八番地

中日生土地株式会社

代表取締役　森下一之介

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ナツハラと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年九月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年七月二十二日

大阪市西区千代崎二丁目二二番二二号

豊商事株式会社

代表取締役　夏原　和哉

株式交換につき株券等提出公告

当社は、ゼネラル興産株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年八月二十三日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年七月二十二日

名古屋市守山区八剣二丁目一一八番地

日本ゼネラルフード株式会社

代表取締役　西脇　司

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるグプタ・ランジャンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年七月二十二日

東京都目黒区大橋一丁目一番五―九〇三号

BLUE STAR INFOTECH AMERICA,INC.

日本における代表者　グプタ・ランジャン

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である武本浩司が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十五年七月二十二日

大阪府富田林市若松町三丁目三番三二号

コーズィーウエイブインターナショナル・リミテッド

日本における代表者　武本　浩司

限定承認公告

本籍福岡県春日市松ヶ丘二丁目六八番地、最後の住所福岡県春日市若葉台東三丁目二九番地大産春日ビル五〇五号

被相続人　亡　山田　博

右被相続人は平成二十四年十二月十三日死亡し、その相続人は平成二十五年七月八日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月二十二日

愛知県日進市栄二丁目一一〇三グローリアスヒルズ日進第二　九〇二

限定承認者　山田　新吾

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市北区中味鋺三丁目五一七番地、最後の住所愛知県名古屋市北区中味鋺三丁目五一七番地中あじま荘T三―三〇四

被相続人　亡　中田　義章

右被相続人は平成二十五年五月四日死亡し、その相続人は平成二十五年七月九日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月二十二日

愛知県北名古屋市徳重小崎一四番地フレストシティ徳重四〇一

限定承認者　中田　菜摘

限定承認公告

本籍岐阜県揖斐郡大野町大字黒野五四八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山村　富司

右被相続人は平成二十五年四月十四日死亡し、その相続人は平成二十五年七月九日岐阜家庭裁判所大垣支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月二十二日

岐阜県揖斐郡大野町大字黒野五四八番地

相続財産管理人　山村　隆

訂正公告

平成二十五年四月二十四日（号外第八十八号）掲載の第十二期決算公告（枠組）中、「流動負債」39,726」とあるは「流動負債」39,747」の、「株主資本」2,027」とあるは「株主資本」2,006」の、「利益剰余金」△7,973」とあるは「利益剰余金」△7,994」の、「その他利益剰余金」△7,994」とあるは「その他利益剰余金」△7,973」の、「（うち当期純損失）」（2,713）」とあるは「（うち当期純損失）」（2,734）」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十五年七月二十二日

東京都新宿区四谷四丁目三三番地二

エム・ピー・アイ・ジャパン株式会社

代表取締役　宮本　学

正誤

ページ	段	行	誤	正
五九下	四	及び	中「すべて」を「全て」に改め、同条	
〃	〃	五	改め	、「若しくは第四十一条の九第三項」を「、第四十一条の九第三項若しくは第四十一条の十二の二第二項若しくは第三項」に改め
〃	〃	〃	〃	同条第八項の改正規定（「すべて」を「全て」に改める部分を除く。）、第三条の二
六二	〃	六	第三条の二	一四を次のように改める
〃	〃	〃	〃	一部を次のように改正する

（印刷誤り）

六二	上	一六	とあるは	「（同
〃	〃	終りから一五	「同	同日（同号外特）公布財務省令第三十五号（所得税法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

六三	下	終りから一四～一三	（次項においてをいう。）「分離利子公社債」という。）を「分離利子公社債」という。ホにおいて同じ。）	
六四	〃	五	同表	同表の備考2(3)中「非課税等」を「非課税等」に改め、同表
〃	〃	終りから一四	備考3(3)中	備考3(3)中「非課税」を「非課税等」に、

六五ページ上段一～二行目の

所在地
名称

は

住所（居所）又は所在地
氏名又は名称

の誤り。

六六	上	終りから一六	同表の備考2(8)	同表の備考2(8)中「氏名」の次に「又は名称」を加え、「若しくは居所」を「居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地」に改め、同表の備考2(8)
六七	〃	四	利子等	配当等
六八	〃	一一	新規則	旧規則

平成二十五年六月十九日（号外第百二十九号）国土交通省告示第六百四十一号（土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件）

（原稿誤り）

六二	一	終りから一七～一六		字拔間田
〃	一二			字狭間田

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月二十二日付第一五七号
五月二十七日付参会第二三

六四ページ●同日付政府調達第一三五号六四ページ●
号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）